

名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任等に関する規程の一部
を改正する規程をここに公布する。

令和 7年 7月 1日

名古屋市農業委員会会長 布目 巳佐子

名古屋市農業委員会規程第 1号

名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任等に関する
規程の一部を改正する規程

名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任等に関する規程（平成
11年名古屋市農業委員会規程第 6号）の一部を次のように改正する。

第 4条第 3項第 2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第11条第 1項第 2号中「農業委員」の次に「又は推進委員」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市農業
委員会農地利用最適化推進委員の選任等に関する規程第 4条第 3項第 2号の
規定は令和 7年 6月 1日から適用する。